目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1）

1．装置の概要

1－1．フジクリーンプラントの型式名について　・・・・・・・・・・・（3）
1－2．配置パターン図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（4）
1－3．概略図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（6）
1－4．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（8）
1－5．バリエーションによる配置パターン　・・・・・・・・・・・・・・（8）

2．維持管理要領

2－1．アフターサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（10）
2－2．装置の運転管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（12）
（1）原水ポンプ槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（12）
（2）沈殿分離槽（PT型）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（14）
（3）流量調整槽（PU型）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（15）
（4）接触ばっ気槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（16）
（5）沈殿槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（19）
（6）消泡ポンプ槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（20）
（7）消毒槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（21）
（8）放流ポンプ槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（21）
（9）汚泥濃縮貯留槽　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（22）
（10）ブロワ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（22）
（11）マンホール・点検口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（24）

はじめに

フジクリーンプラントＰＴ型・ＰＵ型は、Ⅰ、Ⅱ型（φ2500）の横型槽と、竪型原水ポンプ槽（φ1500、φ2000、φ2500）、竪型沈殿槽（φ2000、φ2500）及び消泡ポンプ槽（オプション）、水中ブロワ槽（オプション）の組み合わせで構成されています。処理方式としては、

ＰＴ型　沈殿分離槽＋接触ばっ気方式（ 51～150人）

ＰＵ型　流量調整槽＋接触ばっ気方式（101～500人）

の２方式になっております。

この浄化槽が性能を長期にわたって発揮し、保持するために、法に定められた技術上の基準に基づき、別冊の「施工要領書」に従って、有資格者のもとで工事を行ってください。

なお、維持管理は厚生省令（現　環境省）に規定された保守点検、清掃の技術上の基準に基づき、本書の「維持管理要領書」に従って行ってください。弊社、又は地元の維持管理会社と維持管理契約を締結してくださいますようお願い申し上げます。

実際の施工では、個々の施工図面に従って工事を行ってください。

安全のために必ずお守りください。

ここに示したシンボルマークは、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。本書では、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、「**警告**」「**注意**」の２つに区分表示しています。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

⚠ 警告	⚠ 注意
この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	**この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害※ の発生が想定される内容を示します。**

※　物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

弊社製品を正しく、安全に使用していただくために、本維持管理要領書を必ず熟読いただきますようお願いいたします。

1．装置の概要

1．装置の概要

1－1．フジクリーンプラントの型式名について

型式名は下記の要領で表示しており、人槽などによって類別されております。

（例）フジクリーンプラント　ＰＴ　２０　Ⅱ　－　１００　Ｃ　型

処理方式
放流水質
円筒横置槽の形状
処理対象人員
配置パターン

処　理　方　式　　ＰＴ・・・接触ばっ気方式（沈殿分離槽）
ＰＵ・・・接触ばっ気方式（流量調整槽）

放　流　水　質　　６０・・・放流ＢＯＤ濃度６０㎎／ℓ仕様
３０・・・　〃　　３０㎎／ℓ仕様
２０・・・　〃　　２０㎎／ℓ仕様

横型槽の形状　　Ⅰ・・・φ2500補強柱有
Ⅱ・・・φ2500補強柱無

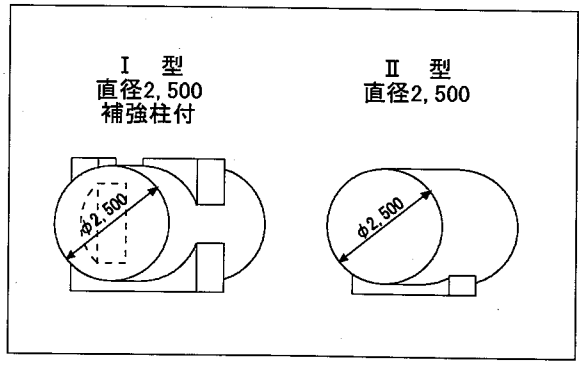

処理対象人員　　５１人～１５０人（ＰＴ型）
１０１人～５００人（ＰＵ型）

槽の配置パターン　　ＰＴ型・・・Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅ，Ｆ　６パターン
ＰＵ型・・・Ｃ，Ｄ，Ｆ，Ｋ　４パターン

１－２．配置パターン図

（１）ＰＴ型

ＢＯＤ６０㎎／ℓ、３０㎎／ℓ、２０㎎／ℓ

A）

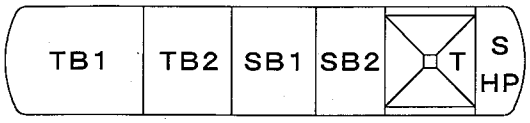

B）

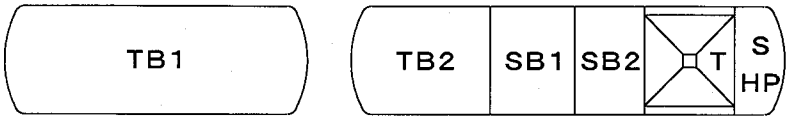

C）

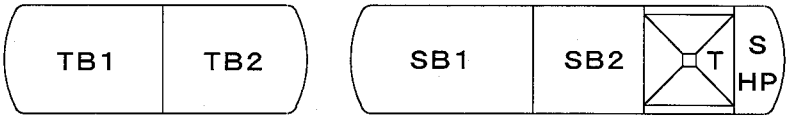

D）

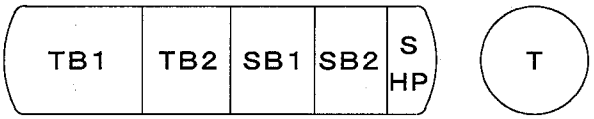

E）

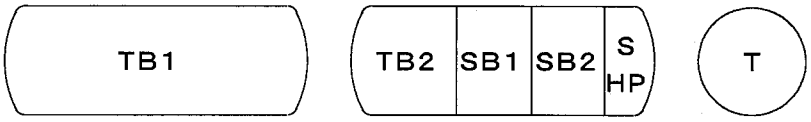

F）

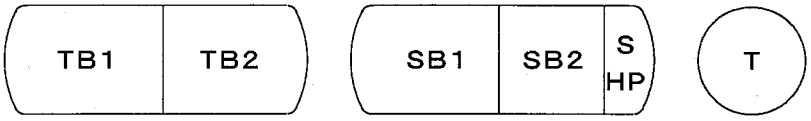

※ＢＯＤ６０㎎／ℓと３０㎎／ℓと２０㎎／ℓでは、寸法及び容積が異なってきます。

ｃｆ	ＴＢ１：沈殿分離槽（第１室）	ＧＰ：原水ポンプ槽
	ＴＢ２：〃（第２室）	ＳＰ：消泡ポンプ槽
	ＳＢ１：接触ばっ気槽（第１室）	ＷＢ：水中ブロワ槽
	ＳＢ２：〃（第２室）	ＨＰ：放流ポンプ槽
	Ｔ：沈殿槽	Ｓ/ＨＰ：消毒槽兼放流ポンプ槽
	Ｓ：消毒槽	

（2）PU型

ＢＯＤ６０㎎／ℓ、３０㎎／ℓ、２０㎎／ℓ

C）

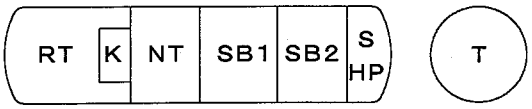

D）

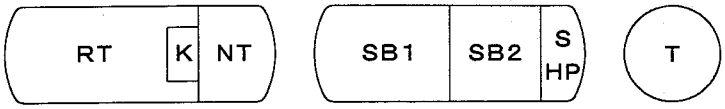

F）

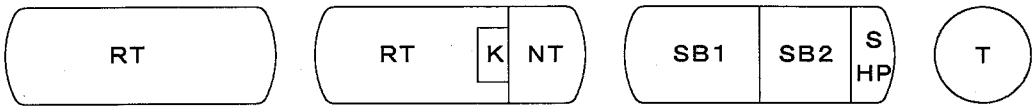

K）

※ＢＯＤ６０㎎／ℓと３０㎎／ℓと２０㎎／ℓでは、寸法及び容積が異なってきます。

ｃｆ	ＲＴ：流量調整槽		Ｋ：計量調整装置
	ＮＴ：汚泥濃縮貯留槽		ＧＰ：原水ポンプ槽
	ＳＢ１：接触ばっ気槽（第１室）		ＳＰ：消泡ポンプ槽
	ＳＢ２：〃（第２室）		ＷＢ：水中ブロワ槽
	Ｔ：沈殿槽		ＨＰ：放流ポンプ槽
	Ｓ：消毒槽		Ｓ/ＨＰ：消毒槽兼放流ポンプ槽

1－3．概略図

（1）ＰＴ型（沈殿分離槽＋接触ばっ気方式）

＜処理対象人員　51人～150人＞

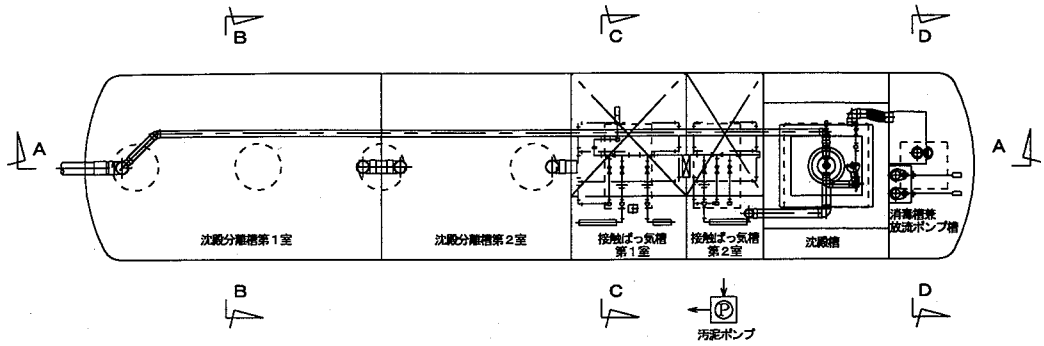

槽内平面図

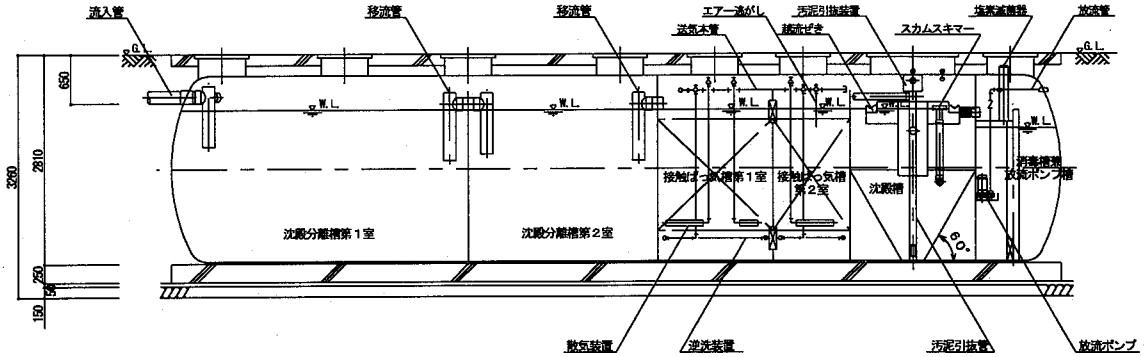

Ａ－Ａ断面図

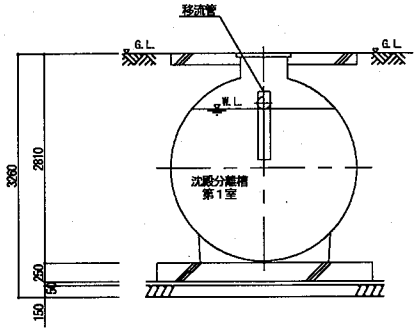

Ｂ－Ｂ断面図

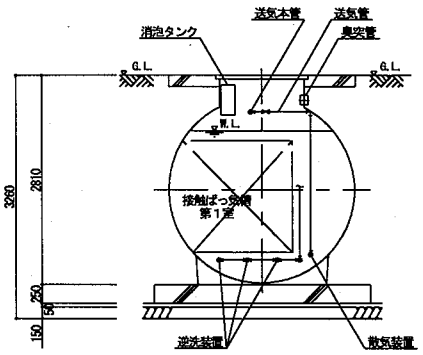

Ｃ－Ｃ断面図

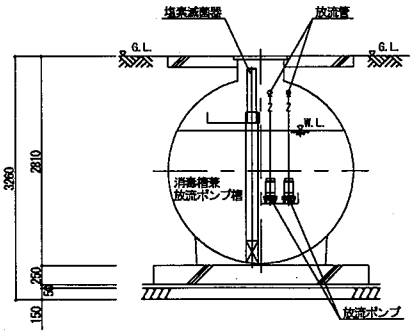

Ｄ－Ｄ断面図

（2）ＰＵ型（流量調整槽＋接触ばっ気方式）

＜処理対象人員　101人～500人＞

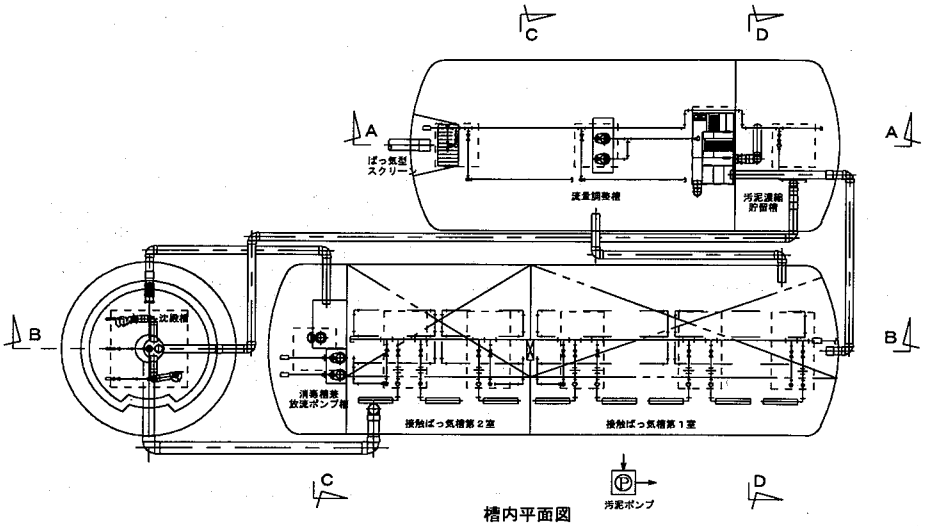

槽内平面図

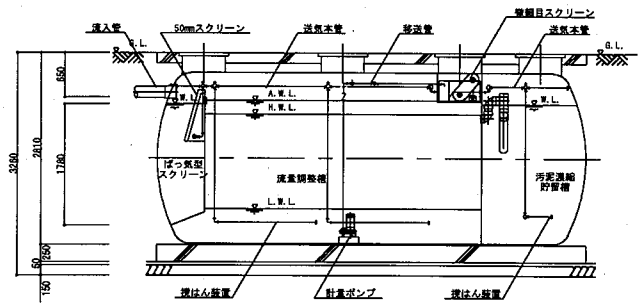

Ａ－Ａ断面図

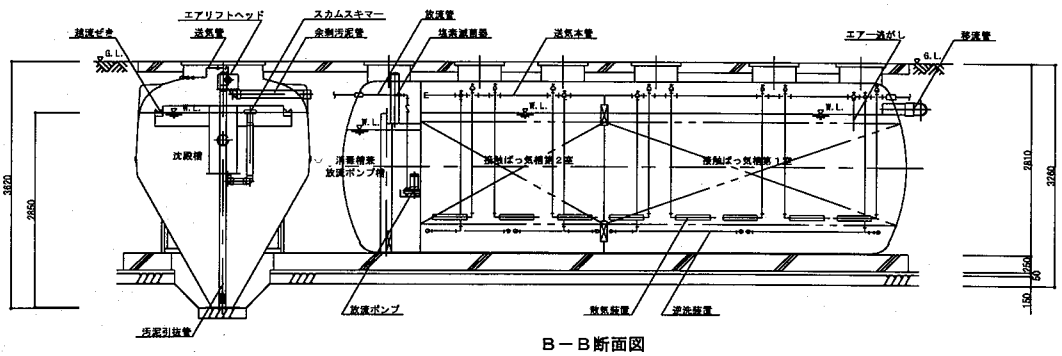

Ｂ－Ｂ断面図

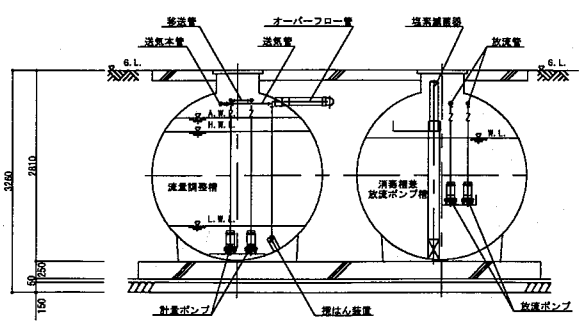

Ｃ－Ｃ断面図

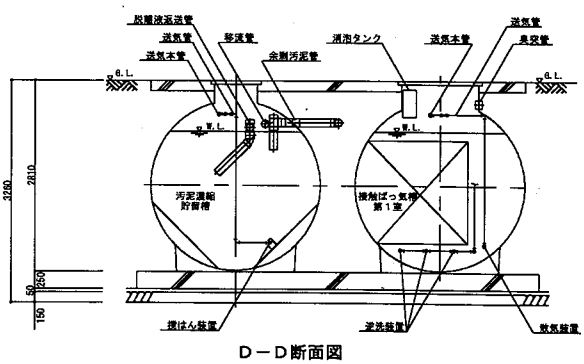

Ｄ－Ｄ断面図

１－４．その他

［消　泡　装　置］

消泡剤投入装置を基本としますが、これに代えてオプションとして消泡ポンプ仕様（別置型）を設置する場合があります。

［水中ブロワ槽］

水中ブロワ槽は、オプションとして別置型があり、消泡ポンプ槽を兼ねる場合があります。

［原水ポンプ槽］

原水ポンプ槽は、オプションとして横置槽内蔵型と別置型があります。

１－５．バリエーションによる配置パターン

①消毒槽・放流ポンプ槽

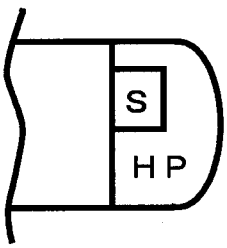

Q≦４１

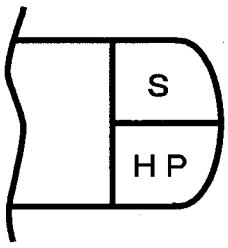

４１＜Q

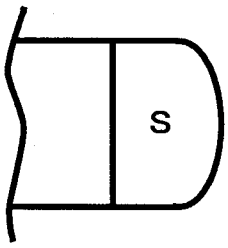

自然放流

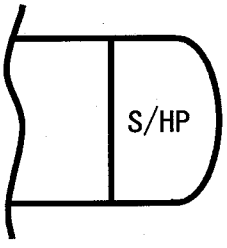

Q≧２.５５

2．維持管理要領

保守点検の技術上の基準・清掃の技術基準などの
諸法令を確実に守って維持管理をしてください。

維持管理に関する注意

⚠ 警告　1）消毒剤による発火･爆発、有害ガス事故防止

① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤には、無機系塩素剤と有機系塩素剤の２種類があります。これらを一緒に薬剤受け（消毒器）に入れないでください。

【有機系（イソシアヌル酸）】 商品名；ハイライト、ポンシロール、メルサン、マスター、ペースリッチなど

【無機系】 商品名；ハイクロン、トヨクロン、南海クリアーなど

② 消毒剤の取扱に際しては、目･鼻･皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。

③ 消毒剤を廃棄する場合は、販売店などに問い合わせてください。発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はごみ箱やごみ捨て場に絶対に捨てないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスを生ずるおそれがあります。

消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、必ずお読みください。

⚠ 警告　2）作業中の酸欠などの事故防止

① 槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは、必ず強制換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

⚠ 警告　3）感電・発火・巻き込まれ事故防止

① ブロワ・動力操作盤の近く（50cm以内）には、ものを置かないでください。

② 電源コードの上には、ものを置かないでください。

③ 機器を点検する場合は、必ず機器の電源を切ってから行ってください。

これらの注意を怠ると、感電・発火事故の生ずるおそれがあります。

④ ブロワの点検後、はずしたカバーは必ず取り付けてください。

カバーを取り付けないと、巻き込まれ事故のおそれがあります。

⚠ 注意　4）マンホール･点検口からの転落･傷害事故防止

① 作業終了後、マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。又、ロック機構が付いていますので必ずロックしてください。

② マンホール・点検口の蓋の、ひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

③ マンホール・点検口の枠及び蓋が、鋳物又は鋼製の場合には、定期的に錆を除去して塗装してください。

これらの注意を怠ると、転落事故（傷害）の生ずるおそれがあります。

2．維持管理要領

2－1．アフターサービス

（1）保証期間※

槽 本 体	使用開始日より３年
槽内設備	使用開始日より１年
機 器 類（ブロワ、ポンプなど）	使用開始日より１年

※ ただし、消毒剤、凝集剤、消泡剤、ブロワオイルなどの消耗品は除きます。

（2）保証の範囲

１）取扱説明書、施工要領書、維持管理要領書、ブロワ・ポンプ類の取扱説明書、取扱ラベルなどの注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

２）保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・施工会社又は維持管理会社にご依頼ください。出張修理いたしますので、その際には保証書をご提示ください。

３）保証書に記入してある施工会社又は維持管理会社などに修理をご依頼になれない場合には、お近くの弊社窓口にご相談ください。

４）保証期間内でも次の場合には有料修理になります。

① 使用上の誤りによる故障又は損傷
② 適切な維持管理がなされていないとき
③ 適切な施工工事がなされていないとき
④ 改造や不適切な修理による故障又は損傷
⑤ 駆動部の取付場所の移動などによる故障又は損傷
⑥ 重量車輌の通行・振動による故障又は損傷
⑦ 火災、地震、水害、落雷、雪害、その他の天災地変による故障又は損傷
⑧ 保証書の提示のない場合

５）その他のご注意事項

① 浄化槽は「浄化槽法」により、使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
② この保証は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。

（3）保証期間後のサービス

保証期間後の故障で、弊社の責任と認められた場合は無償で修理を行います。他の場合は有償とします。

（4）使用説明と維持管理契約

設置者（浄化槽管理者）に対し、浄化槽の正しい使用方法をご説明すると共に、法的に義務づけられている維持管理契約をおすすめします。さらに、弊社指定の維持管理会社をご紹介します。

（5）サービス・管理システム図

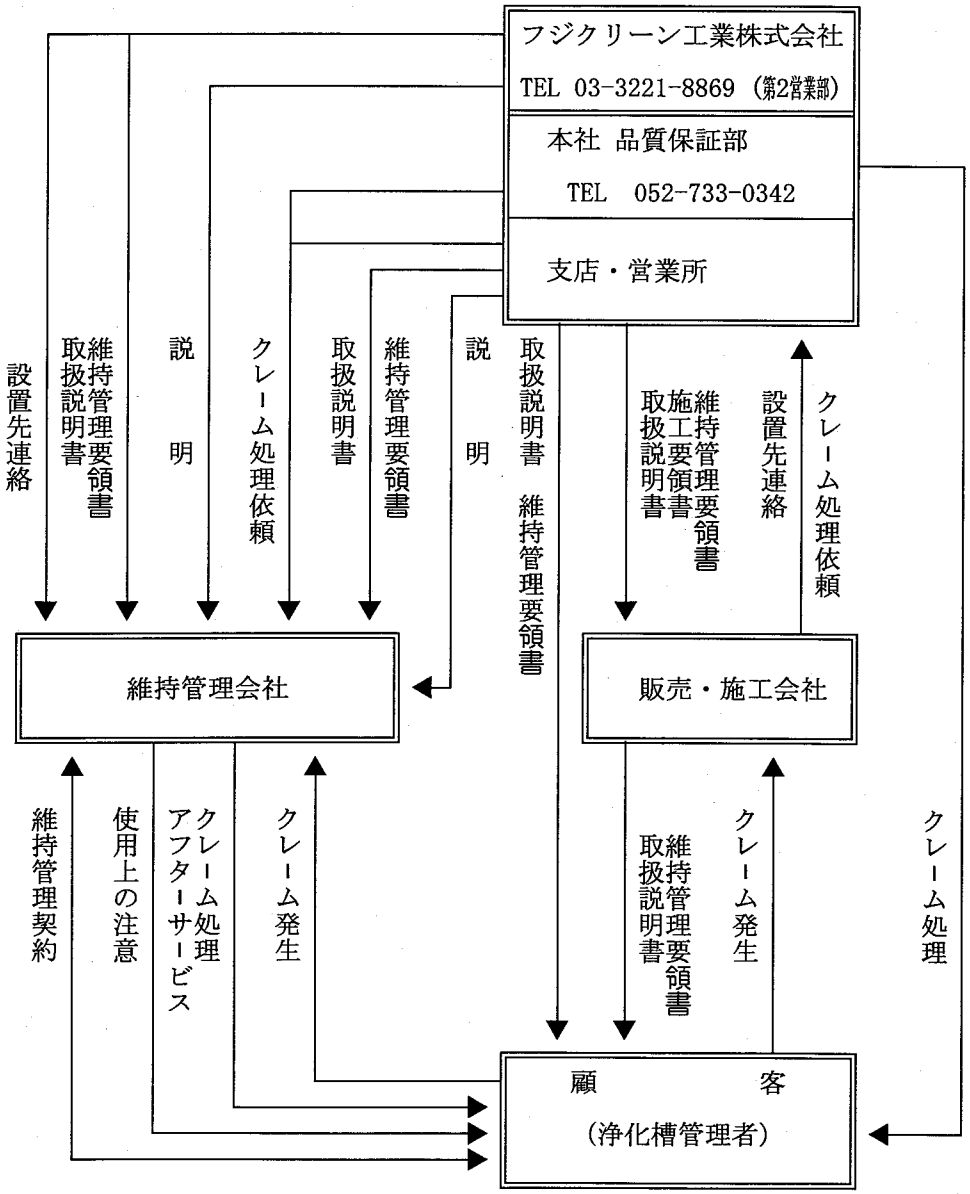

2－2．装置の運転管理

（1）原水ポンプ槽

原水ポンプ槽は流入管が地中深く埋設される場合、一時的に流入汚水を受け、次の流量調整槽へポンプで移送するために設置します。

点　検　項　目	点　検　内　容
①ばっ気型スクリーンの状況 （ＰＴ・ＰＵ型）	散気用のバルブを閉じて、砂が堆積しているか確認。堆積していれば取り除きます。 スクリーンの目詰まりをチェックして、スクリーンかすは掻き集めて処分してください。
②計量調整装置の計量調整 （ＰＴ型）	沈殿分離槽が後置されている場合は、計量調整装置が設置されています。流入汚水量から移流量を計算して、計量Ｖノッチを調整してください。

⚠ **警告　作業中の酸欠などの事故防止**

①槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは常に換気に気を付けてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

<table>
<tr><th>点　検　項　目</th><th>点　検　内　容</th></tr>
<tr><td>③原水ポンプの運転</td><td>Ⓐ　ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転をしてチェックしてください。
（ポンプの詳細は説明書参照）
Ⓑ　自動運転のためのレベルスイッチの位置及び作動状態を点検してください。沈殿分離槽が後置されている場合、一度に大量の汚水を移送すると沈殿機能に悪影響を及ぼすので、ＯＮ－ＯＦＦの作動位置（30㎝程度）を近づけてください。
Ⓒ　レベルスイッチは破損しやすいので取扱に十分注意してください。
Ⓓ　絶縁抵抗測定は大地及び接地線と各相間で定期的（約６ヶ月毎）に測定してください。
Ⓔ　ポンプの電流値、電圧値を定期的（約６ヶ月毎）に測定してください。
Ⓕ　ポンプの内部部品については、下記の表を基準に定期的な点検及び部品の交換を行ってください。
<table><tr><th></th><th>点検頻度</th><th>交換時期</th></tr><tr><td>メカニカルシール</td><td>６ヶ月／回</td><td>１年</td></tr><tr><td>潤　滑　油</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>Ｏ　リ　ン　グ</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>尚、３～５年に１回ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙを行ってください。
また、その他の部品についてはメーカーの取扱説明書を参照願います。
※ⒹⒺⒻについては、他のポンプでも同様に行ってください。</td></tr>
</table>

（２）沈殿分離槽（ＰＴ型）

沈殿分離槽は、流入汚水中の固形物や夾雑物を分離除去し、一定期間貯留するために設けられています。維持管理は以下の項目について行ってください。

点　検　項　目	点　検　内　容
①　沈殿汚泥及びスカムの状態	○　汚泥の堆積面を確認し水深の１／２近くまで達したときは清掃の時期です。 ○　スカムの上面、底面を確認します。 スカムの上面が水面上10㎝以上、底面が流出管底部より10㎝程度に達したときは清掃の時期です。 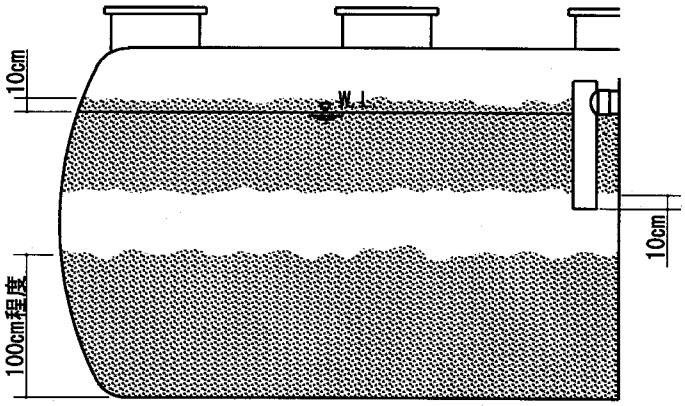 ○　接触ばっ気槽への流出水に、浮遊物等が著しく増したと認められる場合も清掃の時期です。 ○　槽内状況に、特に異常が認められない場合でも１年に１回以上は引抜き清掃を行ってください。 ○　厨房排水中の廃油や粗大固形物等が異常に認められる場合は浄化機能、特に接触ばっ気槽に悪影響を及ぼしますので、なるべく早く引抜き清掃を行ってください。
②　流入管、流出管の状況	○　粗大固形物で管が詰まりを起こしていないかチェックしてください。

（3）流量調整槽（PU型）

流量調整槽は流入した汚水を一時貯留して水量、水質を調整し、一定量を接触ばっ気槽に移送するための槽です

点　検　項　目	点　検　内　容
①微細目スクリーンの取扱い	○　微細目スクリーンは2.5mm及び５mmの２種が設置されています。通常は2.5mmを使用し、５mmバースクリーンは2.5mmスクリーン故障時の予備とします。 ○　各スクリーンへの通水はスクリーンゲートの開閉によって行われます。 ○　2.5mmスクリーンは自動掻揚です。固形物は自動的に除去されますが、保守点検時に清掃を行ってください。(スクリーンの取扱いは取扱説明書参照) ○　2.5mmスクリーンの駆動部モーターやチェーン等に異常がないか、運転の状態を確認して下さい。 ○　微細目スクリーンを通過した汚水は計量調整装置へ移送されます。
②計量調整装置の計量調整	○　汚水流入量から移流量を計算して、計量Ｖノッチを調整してください。移流量を過大に設定すると接触ばっ気槽へピーク移流させることとなります。また、移流量を過小に設定した場合も計量ポンプの２台運転やオーバーフロー等が起こりピーク移流させることとなり、浄化槽の処理性能に大きく影響します。
③計量ポンプの運転	○　ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転をしてチェックしてください。(ポンプの詳細は取扱説明書参照) ○　レベルスイッチの位置及び作動状態を点検して下さい。

点　検　項　目	点　検　内　容
	ON-OFFの作動位置は30cm程度にセットして下さい。 ○　レベルスイッチは破損しやすいので、取扱いに十分注意してください。
④攪拌装置の状況	○　流入汚水の腐敗防止及び固形物の沈殿堆積防止のために槽内に散気管を設け、空気攪拌を行っています。攪拌装置の目詰まりを点検して、正常に空気が送られているかを確認してください。
⑤ばっ気型スクリーンの状況	○　原水ポンプ槽の項を参照してください。

（4）接触ばっ気槽

接触ばっ気槽は接触材を水面下に充填してばっ気攪拌し、接触材表面に生成される生物膜により汚水中の有機物質を除去します。

接触材は通常は板状を使用していますが、維持管理にあたっては接触材の種類を再確認してください。

点　検　項　目	点　検　内　容
①槽内汚水の攪拌状況	○　汚水の攪拌・旋回方向を確認してください。接触材は槽の片側に据付けてあり、反対側面より散気される為、汚水は一方向に旋回します。 ○　ばっ気水流が接触材に均等に接触しているかを点検してください。水の流れが一方向なので、汚水は生物膜にくり返し接触します 。
②散気装置の状況	○　散気装置の目詰まりを点検して正常に空気が送られているかを確認してください。 ○　散気装置は取りはずしができるので、定期的に清

点　検　項　目	点　検　内　容
	掃して、適正な空気が送られるようにしてください。
③消泡装置の状況	○　消泡ノズル方式 ・消泡ノズルの目詰まりを点検、清掃してください。 ・末端のバルブを開閉して、管内のＳＳ分を定期的に排出し目詰まりを防止してください。 ○　消泡剤方式 ・発泡があるとき、薬剤タンクのコックを開放して点滴してください。 ・薬剤は、シリコーン消泡剤です。原液をタンク一杯になるように希釈してよく攪拌した後使用して下さい。滴下量はなるべく少量が望ましく、その量は管理作業の中で決定してください。
④混合液の状態	○　浮遊汚泥がほとんどないのが良好な状態です。
⑤ｐＨ	○　5.8～8.6の範囲内にあればおおむね良好ですが、7.0前後が望ましい状態です。
⑥溶存酸素（ＤＯ）	○　１～２㎎／ℓ以上かどうか確認してください。
⑦空気量の調整	○　ミジンコ等が発生し、明らかに空気量が多すぎる場合は逃しバルブにより空気量を減少させてください。
⑧水面の流速	○　均等に空気が送られ、十分な旋回流があるようにバルブ調整を行って下さい。
⑨微生物の検査	○　接触材に付着した生物膜を顕微鏡で調べ、微生物の生息状況から汚水の浄化状態を把握してくださ

点　検　項　目	点　検　内　容
	い。
⑩逆洗時期の決定	○　接触材逆洗装置、はく離汚泥引抜装置は、定期点検作業の際、操作してください。 ○　逆洗時期は次のような状況を目安としてください。 ・接触ばっ気槽の旋回流内に黒色味のある浮遊汚泥が見える場合。（汚泥のはく離が発生しているものと考えられます。） ・接触ばっ気槽内の接触材上部の水位が異常に上昇している場合。（接触材の目詰まりが進行して、ばっ気旋回流が阻害されています。） ・流量調整槽や沈殿分離槽からの移流水に特に異常が認められないにもかかわらず、放流水質が悪化した場合。（接触材の目詰まり、閉塞） ・沈殿槽にスカムが多量に発生した場合。（はく離が進行し、沈殿槽底部で嫌気分解しています。） ○　各部に特に異常が認められない場合でも、少なくとも３ヶ月に１回程度は、逆洗・返送の操作が望まれます。
⑪逆洗装置及び返送装置の運転方法	○　各装置は次の順序で操作します。（各バルブの操作は図面を見て確認してください。） ①逆洗装置のバルブを開きます。 ②散気装置のバルブを閉じます。 （このとき旋回流は逆方向になります。） ③逆洗時間は15分間程度とし、接触材の閉塞状態に応じて増減させます。 ④その後、ブロワを30分間程度停止させ、はく離汚泥を沈殿させます。 ⑤付属しているエンジン付ポンプで沈殿したはく離汚

点　検　項　目	点　検　内　容
	泥を引き抜きます。引き抜き時には配管出口のバルブを操作して移送先の処理性能に悪影響が出ないように移送量を調整してください。 ⑥汚泥は点検開口部よりまんべんなく均等に抜き、沈殿分離槽第１室の流入部（ＰＴ型）、汚泥濃縮貯留（ＰＵ型）槽へ返送します。 ⑦散気装置のバルブを全開します。 ⑧逆洗用のバルブを閉じます。 ⑨ブロワの運転を再開します。 ○　逆洗装置は原則として第１室、第２室の両方に取付けてあります。
⑫汚泥引抜ポンプの手入れ（エンジンポンプ）	○　汚泥ポンプは日常使用しないので、使用後は必ず、清水で洗浄し水抜きをして保管してください。ポンプは各開口部より自由に汚泥を引抜くことができるようにフレキシブルパイプを付属した仕様としています。

（５）沈殿槽

沈殿槽は生物処理された処理水を固液分離させる槽です。上澄水は消毒槽へ沈殿汚泥は沈殿分離槽第１室または汚泥濃縮貯留槽へ移送されます。

点　検　項　目	点　検　内　容
①汚泥引抜装置の調整	○　タイマーにより間欠で汚泥の引抜きを行うので作動時間によって１日当たりの汚泥引抜量を決定します。 ○　１日の汚泥引抜量は定常運転では日平均汚水量の最大５％までとします。 又、１日の作動回数は５～６回で１回に付き２～

点　検　項　目	点　検　内　容
	５分間を目安とします。 　但し、逆洗時は状況によりしばらくの間連続して汚泥移送をしてください。
②スカムスキマーの調整	○　スカムスキマーはフロート式なので、水面上のスカムがスムーズに排出されるように調整します。 ○　スカムスキマーを作動させる為の空気量は接触ばっ気槽に影響があるほど過大にならないように調整してください。 ○　タイマーにより間欠でスカムの返送を行うので作動時間によって１日当たりのスカム返送量を決定します。 　１日の作動回数は定常運転で２～３回で１回に付き５分間程度、返送量は20～30ℓ／分を目安とします。スカムの発生状況により、返送量を増減してください。 　タイマーは汚泥引抜装置とは別タイマーになっています。作動時間は汚泥引抜装置の作動時間とは重ならないように設定してください。
③越流堰の調整	○　越流堰の水平を確認して全周より均等に越流するようにターンバックルを調整してください。
④センターウェルの状況	○　センターウェル内に浮上しているスカムは水道水などを利用して破砕して沈降させてください。 ○　スカムが厚くなると移流管（φ150）が閉塞する場合があるので注意してください。

（6）消泡ポンプ槽

消泡ポンプ槽は消泡ノズルに圧力水を送るための槽です。

点　検　項　目	点　検　内　容
①　消泡ポンプの運転	○　タイマによる自動運転なので発泡が多いときは調整して長くします。 設　定　　0～60分／1回、4回／1日 ○　ポンプが正常に運転しているかを手動、自動運転をしてチェックします。

（7）消毒槽

処理水中の大腸菌を固形塩素剤で消毒して環境衛生上支障のない放流水にするための槽です。

点　検　項　目	点　検　内　容
①消毒器の取付状況 （塩素滅菌器）	○　処理水と薬剤が効率よく接触するために消毒器が垂直に設置されているかを点検してください。
②消毒剤の残量の確認	○　消毒剤が不足しないように補充してください。
③残留塩素の確認	○　簡易試験機を用いて、残留塩素が検出されることを調べてください。

⚠ **警告**　　**消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止**

①消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

②消毒剤には、塩素系の無機・有機の二種類があります。これらを一緒に消毒器に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスを生ずるおそれがあります。

（8）放流ポンプ槽

放流ポンプ槽は放流先が高い場合に放流水を一時貯留し、放流ポンプにより排水するための槽です。

ポンプの運転方法は原水ポンプと同様に願います。（P．１２参照）

（9）汚泥濃縮貯留槽

汚泥濃縮貯留槽は余剰汚泥を濃縮貯留するための槽です。

点　検　項　目	点　検　内　容
①槽内の状態	○　汚泥の堆積厚さ及びスカム厚さを測定して、水深の１／２以上に沈殿汚泥がある場合は汚泥の引抜きを検討してください。（貯留日数は14日程度）
②脱離液返送管の状況	○　脱離液返送管より汚泥が流出する場合は汚泥の引抜きをしてください。
③散気装置の運転	○　汚泥引抜き時は散気装置で浮上スカムを攪拌して引抜きを容易にします。

（10）ブロワ

点　検　項　目	点　検　内　容
①ブロワの運転状態	○　電流計・圧力計の読みに異常がないかを調べてください。圧力上昇の原因としては、バルブの締め過ぎ・故障散気装置のつまり、配管のつまり等が考えられます。 ○　運転中に異常音・振動が無いかを調べる。 異常音・振動の原因としては、圧力上昇、異物の混入、ベアリング不良、ブロワの組立・据付不良等が

点　検　項　目	点　検　内　容
	考えられます。 ○　吐出空気量が不足していないかを調べてください。空気量不足の原因としては、配管よりの空気漏れ、Ｖベルトのスリップ、吸気口（エアフィルター、ストレーナー）の目詰まり等が考えられます。
②ブロワの保守点検	○　オイル漏れ、空気漏れの点検 ○　Ｖベルトの張り具合・状態の点検と調整・交換 ○　弁（安全、逆止、仕切）の点検 ○　各部分の締め付け具合の点検 ○　循環オイルの点検と補給・交換(ﾛｰﾀﾘｰ型) ○　エアフィルターの点検と掃除・交換(ﾛｰﾀﾘｰ型) ○　点滴ノズルの点検と掃除(ﾛｰﾀﾘｰ型) ○　ギヤオイル量の点検と補給・交換(ﾙｰﾂ型) ・オイルは３ヶ月に１度全量交換してください。 ○　ベアリンググリスの点検と補給(ﾙｰﾂ型) ・グリスアップは３ヶ月毎に行ってください。ギアオイル、ベアリンググリスはブロワメーカーの取扱説明書を参照してください。 ○　点検の詳細はブロワの取扱説明書に従って行ってください。

⚠ **注意**　　**感電・発火・巻き込まれ事故防止**

①ブロワ・動力操作盤の近く（約50cm）には、ものを置かないでください。

②電源コードの上には、ものを置かないでください。

③機器を点検する場合は、必ず機器の電源を切ってから行ってください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

④機器の点検後、はずしたカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

（１１）マンホール・点検口

⚠ 注意　**マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止**

①作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。又、ロック機構が付いていますので必ずロックしてください。

②マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

これらの注意を怠ると、転落事故（傷害）の生ずるおそれがあります。

作業終了後、次の事項を確認してください。

１）マンホール・点検口等の蓋の閉め忘れはないか。
２）電源は入れたか。
３）ブロワ・動力操作盤の近くにものは置いてないか。